

# ODA政策における環境社会配慮の位置づけ

環境省地球環境局環境保全対策課 Satoshi Tanaka  
環境協力室長 田中聡志

## 1. はじめに

我が国 ODA に関する環境社会配慮の確保に関しては、2002 年 4 月の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の制定、2004 年 4 月の「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の制定、2004 年 8 月の外務省による「無償資金協力審査ガイドライン(暫定版)」の制定によって、様々な形態の ODA 事業の概ね全般について環境社会配慮の確保のためのガイドライン(以下、「環境ガイドライン」と言う)の整備が一段落したといえる。

環境省においては、従来多国籍開発金融機関や他国の援助機関における環境社会配慮の取組みの最新動向を把握するとともに、そうした知見及び日本国内での環境影響評価に関する知見を活用して、国際協力銀行(JBIC)及び国際協力機構(JICA)における環境ガイドラインの制定作業に積極的に参加してきた。以下、本稿では、我が国の ODA にかかわる基本的な政策における環境社会配慮の位置づけを紹介するとともに、今後、JBIC、JICA、外務省の環境ガイドラインの施行を通じて環境社会配慮の徹底を図る上での課題について述べてみたい。

## 2. ODA 政策における環境社会配慮の位置づけ

冒頭に記した個々の ODA 実施機関による環境ガイドライン制定の動きと前後して、ODA を取り巻く国内外の諸事情を踏まえて ODA の基本政策の改定が行われている。まず、2003 年 8 月には ODA 大綱が改定された。環境社会配慮に関して、新大綱では「ODA 政策の立案及び実施に当たっては、(中略) ODA の実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る」ことが基本方針の一つとされている。また、2005 年 1 月には新 ODA 大綱を踏まえて ODA 中期政策が改定された。新中期政策においても、「インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底すること、並びに「適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う」ことが明記され、これらによって我が国の ODA 政策の重要な方針として、環境社会配慮の徹底が引き続き謳われることとなった。

## 3. 環境社会配慮ガイドラインの実効性確保に当たっての課題

### (1) 相手国によるプロジェクト実施における環境社会配慮の適正実施の確保

いかに満足な環境影響評価が行われたとしても、実際に立案された対策が実施されなければ意味がない。環境配慮の実施は一義的にはプロジェクト実施主体の責任で

はあるが、援助機関側も、環境影響評価の実施支援を行う際には、プロジェクト実施主体における適切な環境配慮体制の整備、人員の配置をまず求めたうえで、実施主体側のオーナーシップのもとで環境影響評価を行っていくことが重要だろう。さらに、資金協力機関は、適切な環境社会配慮の実施確保が結局はプロジェクトの円滑な実施につながるとの認識をもち、また、異議申し立て制度の存在も念頭に置きつつ、環境ガイドラインの規定に従い、環境社会配慮の実施状況のモニタリングを適切に行うことが重要である。

### (2) 戦略的環境影響評価の取組み

JICA 及び JBIC のガイドラインでは、個別事業の計画段階や、より上位の開発計画・プログラム等における環境影響評価にも積極的に取り組むことが盛り込まれている。

我が国では、戦略的環境影響評価について ODA の実施においても活用可能な程度まで具体的実施例の積み重ねや理論的整理がなされているとはいえない。しかし、戦略的環境影響評価の取組みは、プロジェクトの代替案を環境影響の面から比較検討するという点に加え、開発の選択肢が幅広い早期の段階から、環境面の影響と社会的側面、経済的側面への影響を総合的に評価したり、複数のプロジェクトの累積的影響の評価をしたりすることも可能になると考えられることから、今後の ODA における環境社会配慮のなかでも特に重視すべき点の一つと考えられる。今後、JICA 及び JBIC が環境ガイドラインを施行していく中で、世界銀行等の取組みも参考にしつつ、それぞれの業務内容に応じた適切な手法を見出していくことを期待したい。

### (3) 相手国の環境政策・開発政策への反映

たとえ我が国の ODA 事業においてのみ環境社会配慮が適切になされても、その国の持続可能な開発の実現に向けた効果は限定的である。将来的には、環境ガイドラインで求めている配慮と同等以上のレベルを ODA 受入国の環境影響評価制度においても実現することが望まれる。

そのためには、受入国の環境当局あるいは事業実施機関における環境社会配慮に関する能力の向上を我が国としても積極的に支援していくべきである。例えば、JICA が中国において環境影響評価制度における住民参加プロセスの制定に関する技術協力を行っているのは好例であるが、さらに個別プロジェクト支援においてプロジェクト実施機関の配慮体制の整備を支援する等の取組みも期待される。